

# 小樽市勤労者共済会 給付金一覧

給付種目			給付金額	備考(必要書類)	
結婚祝金	会員が結婚したとき		20,000円	住民票(写)か戸籍抄本(写)	
銀婚祝金	結婚して25年に達したとき		10,000円	戸籍抄本(写)	
出生祝金	会員または会員の配偶者が出産したとき		10,000円	母子手帳(写)か子の保険証(写)	
就学祝金	会員の子が小・中学校に入学したとき	小学校	10,000円		
		中学校	10,000円		
勤続祝金	勤続10年・20年・30年に達したとき	勤続10年	10,000円	在会5年以上が対象	
		勤続20年	10,000円		
		勤続30年	10,000円		
風雪祝金	会員が満55歳に達したとき		10,000円		
退会慰労金	会員が定年退職したとき		10,000円	在会5年以上が対象	
死亡弔慰金	会員本人	交通事故	年齢に関係なく	①	
		不慮の事故			1,050,000円
		疾病による死亡	71歳未満		300,000円
			71歳以上		150,000円
	配偶者の死亡		40,000円	死亡届、死亡診断書、戸籍抄本、喪中ハガキ、新聞(おくやみ欄)など ※すべて写し可	
	子の死亡		20,000円		
	親の死亡		10,000円		
住宅災害による同居親族の死亡		20,000円	配偶者・子・親の死亡と同様		
住宅災害見舞金	会員が火災・水害・雪害などにより家屋(住宅)に著しい損害を受けたとき	火災等	建物又は家財の損害の程度に応じて 60,000円～300,000円	②	
		自然災害	建物の損害の程度に応じて 9,000円～90,000円		
	自然災害等による床上浸水の場合		18,000円		
重度障害後遺障害見舞金	会員が障害者になったとき		事由の発生原因及び損害程度に応じて 22,000円～945,000円の範囲	③	
傷病見舞金	会員が傷病により継続して休業したとき	休業14日～30日未満	10,000円	1. 診断書、入院手術証明書など(病名がわかる書類) 2. 出勤簿、タイムカードなど(休業期間がわかる書類) <b>計2通が必要です。</b> ※すべて写し可	
		休業30日～60日未満	15,000円		
		休業60日～90日未満	20,000円		
		休業90日～120日未満	25,000円		
		休業120日以上	30,000円		

※ ①～③の給付金請求の際は証明書類が必要となり、それを基に全労済協会が審査し、判断いたしますので、事由発生後すみやかに事務局にご連絡下さい。

※ ①～③以外については、一覧の備考欄をご覧いただき、必要書類を必ず添付し、ご請求下さい。

※ 給付金請求は、事由発生日の翌日からご請求下さい。なお、3年間の請求期間がございます。

※ 同一世帯に会員が2名以上いる場合は、それぞれの会員の方が請求できます。

※ 親の死亡弔慰金については、同居・別居に関わらず、配偶者の親(義父母)も請求できます。

※ 事務局が会員異動届を受理した日以前に発生した事由については、対象となりませんので、ご了承下さい。

※ 請求状況や種目により、給付まで時間を要する場合がございますので、ご了承下さい。